

2023年6月1日

各位

会社名 ナノキャリア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 秋永士朗  
(コード番号：4571)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 藤本浩治  
(TEL 03-3241-0553)

(訂正)「監査役会設置会社への移行、商号変更、本店移転及びこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2023年5月26日に開示いたしました「監査役会設置会社への移行、商号変更、本店移転及びこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ」の記載について訂正すべき事項が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【訂正箇所】

2. 商号の変更

【訂正内容】(訂正箇所には下線を付しております。)

(訂正前)

2. 商号の変更

(3) 商号変更日

2023年11月1日(水) 予定

(訂正後)

2. 商号の変更

(3) 商号変更日

2023年6月29日(木) 予定

【訂正箇所】

4. 定款の一部変更

【訂正内容】(訂正箇所には二重下線を付しております。)

(訂正前)

4. 定款の一部変更

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日(予定)

ただし、第1条(商号)の変更は2023年11月1日から効力を生ずるものとする予定であり、第3条(本店の所在地)の変更は2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする予定です。

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
附 則	附 則
( 略 )	( 略 )
(新 設)	<p><u>【商号変更に関する経過措置】</u>            第1条【商号】の変更は、2023年11月1日から効力を生ずるものとする。ただし、2023年10月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとし、本附則は、商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p><u>【本店の所在地に関する経過措置】</u>            第3条【本店の所在地】の変更は、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

(訂正後)

4. 定款の一部変更

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日 (予定)

定款変更の効力発生日 2023年6月29日 (予定)

ただし、第3条(本店の所在地)の変更は2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする予定です。

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
附 則	附 則
( 略 )	( 略 )
(新 設)	<p><u>【本店の所在地に関する経過措置】</u>            第3条【本店の所在地】の変更は、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

以上